



Title	営業秘密の保護に関する比較法的研究：韓国法の視点から
Author(s)	高, 榮洙
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/41343">https://hdl.handle.net/11094/41343</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	高 榮 洙
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 14340 号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学位論文名	営業秘密の保護に関する比較法的研究 ——韓国法の視点から——
論文審査委員	(主査) 教授 江口 順一  (副査) 教授 渡邊 惺之 助教授 茶園 成樹

#### 論文内容の要旨

本稿は、韓国において、1991年不正競争防止法（以下「不競法」と称する）の改正により、立法化された「営業秘密の保護法制」を素材とし、法全般にわたるいくつかの論点を中心に学説と判例の動向を検討したものである。研究目的は、「営業秘密というものは非排除性（非常に模倣されやすい側面）と、非競合性（同時に独立的利用から干渉されない側面）をその特性としているが故に、その侵害行為の態様も多岐にわたっており、また国境を問わず不正利用行為が行われる可能性をも十分予想することができる。その故、これらの問題に対処するために、法的規制の国際的なルール作りが求められ、その前提となる各国法制の比較法的研究が欠かせないものとなっている。従って、本稿でその比較法的研究の一環として、まず韓国の法制とその法運用の実態を検討することにより、営業秘密の法制の在り方を考える際の一つの手がかりを提供する」ところにある。研究対象は、主に、営業秘密の保護法理、営業秘密の概念、侵害行為の要件、法律効果、訴訟上の問題点などからなっている。特に、韓国における営業秘密の概念について、法は、非公知性（公然と知られていないこと）、経済性（独立の経済的価値を有すること）、有用性（営業活動に有用であること）、秘密維持性（秘密として維持していること）、情報性（情報であること）をその要件としているが、実際の判例における要件判断は、有用性と情報性は殆ど判断されておらず、秘密維持性に集中していることがわかる。また、侵害行為の要件について、法は限定列举主義を採用しているが、これには学説上一般条項論との対立がある。事例では、信義則違反型不正利用行為事件がその殆どを占めており、今後営業秘密保護事例の研究の焦点が第三者による営業秘密の侵害側面よりも、信義則違反型による営業秘密の不正利用側面に向けられるべきことを示した。以上、研究結果として、いくつかの点が指摘できるが、特にその中でも、1998年不競法の改正の特徴をめぐって、立法性格の転換が見られることを指摘した。つまり、当時の論議は先進国の圧力により立法化されるという防御的立法の性格を強く有していたが、1998年不競法の改正を契機として、刑罰規定が強化されるなど、国の競争政策が立法にも反映され、それにより、立法の実質も従来とは異なった意味で攻撃的立法へと性格の転換が見られる。この姿勢は日本では見られないことで、日本法への示唆に値する。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、WTO（世界貿易機関）の発足とともに TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の中の重要な国際ルールの一つとなった営業秘密保護法の分野について、韓国法の視点から詳細な比較法的研究を行ったものである。1991年の韓国不正競争防止法改正から始まる営業秘密保護立法に関する韓国の法状況を辿り、不正競争防止法における営業秘密の概念を分析して、営業秘密侵害行為の要件・効果・救済手続について韓国における立法の変遷、学説・判例の発展の動向をきわめて網羅的に丹念に紹介して日本法との比較を試みている。韓国における学説の紹介も注目に値するが、特に、韓国法の実務における関連事件の判例を現在に至るまでほとんど網羅して調査したうえで紹介していることは、韓国不正競争防止法における営業秘密保護理論に関する学説史の詳細な紹介と相まって、類書のないきわめて意欲的な研究成果であると評価することが出来る。本論文では1999年1月1日施行の韓国不正競争防止法の新規定にも触れているが、現代における情報保護法制の三本柱の一つともいわれる営業秘密の保護法制とその法運用を韓国法を素材としつつも、競争法的観点から捉えようとする試みを進めている点において普遍的な興味深い叙述が見られる。以上のような理由から、本研究は博士の学位を授与するに十分な価値のあるものと考えられる。